

近世後期天王寺長吏林家における相続をめぐる

——長吏文書研究会の活動より——（下）

高久 智広

要約

前稿では、天王寺長吏を勤めた林家に関わる「長吏文書」の伝存経緯と長吏文書研究会の活動について紹介し、長吏林家の系譜を確認した。林家では、一八世紀後半に六代長吏善十郎の跡式相続をめぐる、手下娘から善十郎女房となった「さき」、善助の伯母「かち」が七代善助を相手取り訴訟を起こしており、前稿では特に「さき」の訴訟について検討した。本稿では続いて「かち」の跡式分割要求について検討し、京都悲田院から賀養子に入った橘屋藤兵衛倅嘉助が長吏としての地位を確立していく過程を追う。

四 善助伯母かちの跡式分割要求

翌明和八（一七七二）年四月、八三歳になる妙光は遺書として「我等所持之品不残其方達江無相違相讓遣し候、猶又倅善十郎跡式之儀茂不残相讓候間、さき相果候節者右跡式不残其方達江請取可被申候、依之右家財之類、外

江遣シ中間敷候」と記した善助・金助（忠助・八代）宛の跡式讓状を作成している。

ここには「我（妙光）等所持之品」、「倅善十郎跡式之儀」のほか、「さき相果候節者右跡式」を含めすべて善助親子に対し譲り渡すことが記されている。「さき」との関係では、「さき」の跡式は彼女の死後の讓渡とされ、前項で述べた妙光らの大坂町奉行所盜賊方与力

に對する訴願は認められなかったようである。だが、「右家財之類、外江遣シ申間敷」と記されているように、妙光の作成した讓狀ではそれ以外の家督跡式の分与については一切認めていない。

この跡式讓狀には、証人として妙光の娘妙秀、鳶田垣外の妙光甥久介、天王寺垣外の妙光甥和介の名前が記されている。だがこの三人のうち、奥印をしているのは妙秀だけである。久介・和介の二人は妙光の娘「かち」が「善十郎跡式分ヶ取ニ可致所存」であることを理由に奥印を拒否している。ただ久介・和介自身は、ともに妙光の意見に対して別心があるわけではなく、「妙光・妙秀印形之節ハ和介・久介立合見届」る意思を示している。彼らが奥印を拒否したのは「かち」方との間に姻戚関係、あるいは支配―被支配といった利害を伴う関係を持っていたためである。まず久介については、「私方支配人」である鳶田長吏吉右衛門が「かち」の躰であるため、「かち」への手前、証人になることはできないとしている。「かち」の夫については天王寺小頭平助であったことをすでに述べた。平助については明和六年に善助の「姉躰平助」と記されており、また安永二(一七七三)年四月には「かち」に分与された善十郎財産受取の証人として「かち夫平介」という記載が確認でき、「かち」の夫が平助

であることは間違いない。また「かち」には「多しい」「つし」など数人の娘がいたことが確認できることから、この場合、鳶田長吏吉右衛門が「かち」の娘躰であったと解釈すべきであろう。また和介についても、「かち」の倅であり、天王寺小頭でもある定介に娘を嫁がせている。このように林家では近い血縁内、あるいは長吏・小頭という同階層内に限定された姻戚関係が、複雑に絡み合っただけで結ばれていたために、親類中の意思決定をより困難にしていた。「かち」と利害関係を有するこの二人の親類が奥印を拒んだのは、「かち」儀何分母妙光申儀を不用」ことが大きな要因ではあるが、以前には親類中の意思決定には妙光のような家内の年長者の考えが大きな影響力を持ち、また親類中の決定は一定の強制力を有したと考えられる。実際三代太平次が早世した際には、先代隠居太郎右衛門の指図によって後継者が決定している。また善右衛門が躰養子として早世した四代藤介の跡を継いだときには、藤介の倅熊之助をその養子とすることを決定したのは「一家・小頭」中であつた。しかし当該期には「多き」「かち」のように、妙光がつくり上げようとした親類中の意思に対して異議を唱える者も出現するようになるのである。

では、「かち」が妙光の意思に反した背景としてどの

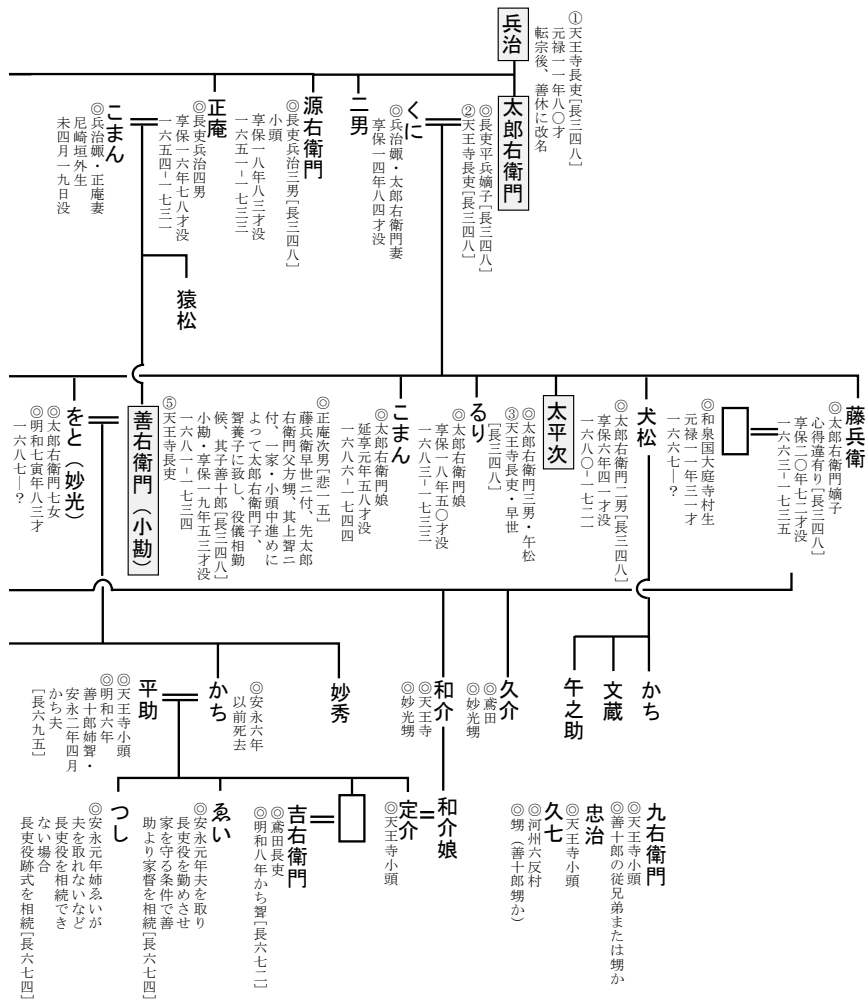
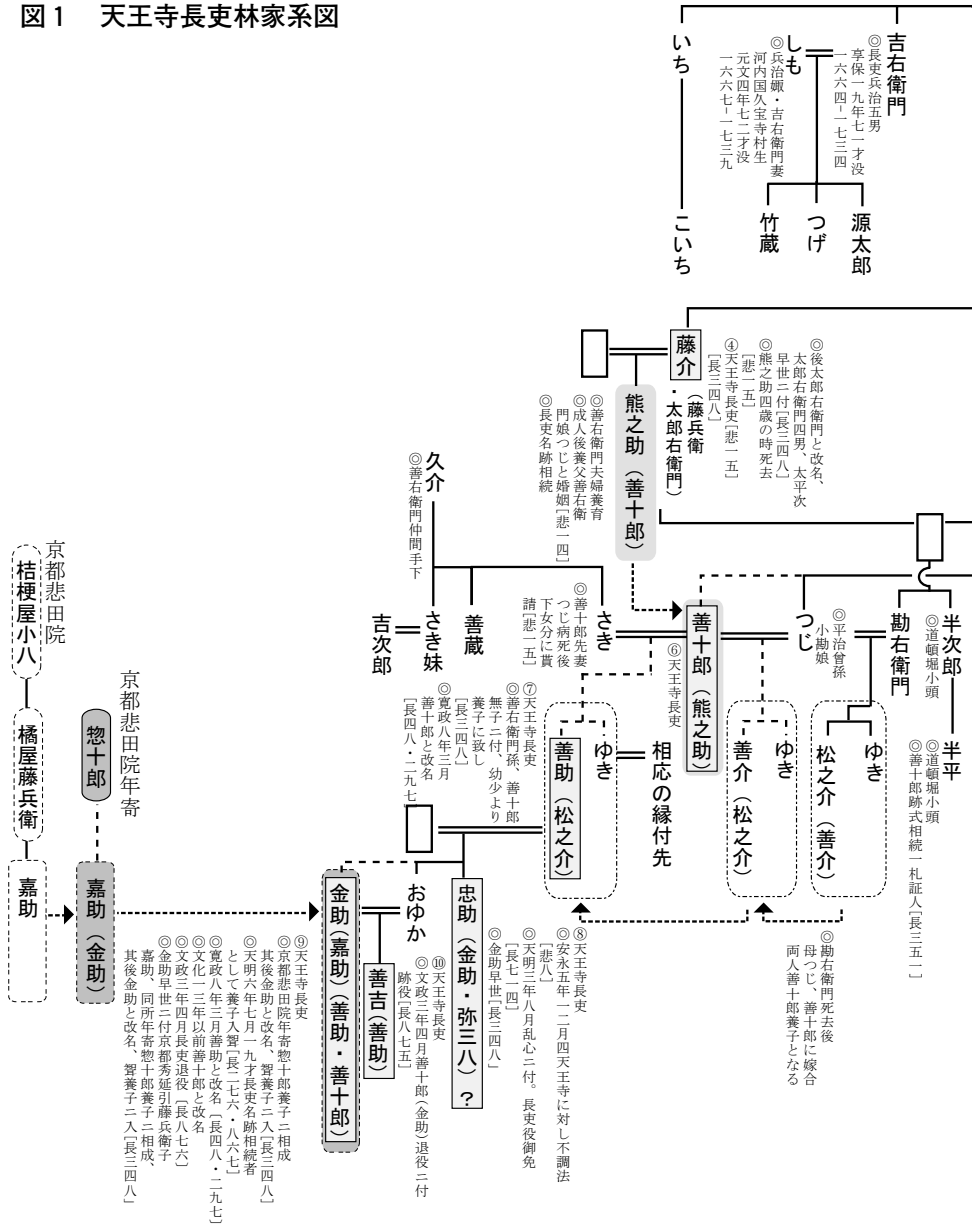


図1 天王寺長吏林家系図



ような理由が考えられるであろうか。まず善十郎の死によつて初代兵治の男系が途切れた点が挙げられる。これによつて、妙光の娘である「つじ」とその姉「かち」の子どもたちの相続順位には格差がなくなつた。つまり「つじ」の子どもである善助と、「かち」の子どもである定介・「ゑい」・「つし」の相続順位はほぼ同位となつたのである。善助は「さき」との一件においては「先年親善十郎私江名前相讓、同家掛り人二相成、則私祖父善右衛門より善十郎江相讓候印判、又々私江讓、跡色不殘是方へ死後二可相渡」と自らの筋目の正しさを主張したが、善右衛門の孫であるということは「かち」の子どもたちにも当てはまり、同様に相続権を主張することが可能となつたのである。しかもこの時点では、鳶田長吏吉右衛門が「かち智二候」と記されるような関係であることから、その影響力も考慮しなければならない。

そのため善助は安永元年一二月、ついに「かち」の娘である「ゑい」、「つし」に善十郎の跡式を譲り渡すことを申し渡している。「ゑい」に対しては、智を取り長吏役を相続させることを条件として、家督の七分を譲り渡すことを、その妹「つし」に対しては家督の三分を譲り渡すことを伝えている。またもし「ゑい」が智養子を取れなかつた場合には、「ゑい」の取り分も全て「つし」

に渡し、「つし」の夫に長吏役を勤めさせることとして
いる。

ついで安永二年には、「かち」に対し、善十郎の形見分けとして豊後町和泉屋昼夜一軒番株、内淡路町丁内夜番株を永々譲り渡し、代わりに、先に「かち」が貰い受けていた淡路町和泉屋の番人株を差し戻す一札が交わされている。この一札を交わすにあたって「かち」側の証人となつているのは、「かち」の夫である天王寺小頭平助と鳶田長吏吉右衛門であり、善助側の証人となつているのは道頓堀長吏仁兵衛と道頓堀小頭半平である。前述のように、この半平は善助の母である「つじ」の夫勘右衛門の兄であり、天王寺長吏林家の跡式相続をめぐるこの争いにおいて、それぞれ鳶田または道頓堀の長吏・小頭との姻戚関係を持つていた点は興味深い。

このように「かち」側は善助に対して数度にわたり長吏役の譲り渡しも含めて、先代善十郎家督跡式の分与を要求していたが、その後「かち」が病死すると、善助側に形勢は逆転した。安永六年、善助は善十郎の家督跡式の分与について「善十郎跡着類之外又々筐分致し遣シ可申与存候所」「其後おかちどの病死被致候二付、一向此義沙汰二不及候之間、おかちどの倅共始、其外何方江茂何二不寄、少之もの二而茂遣シ申間敷候」と「かち」娘

「多い」・「つし」に対して申し渡している。これ以降、「かち」側から分与の要求は行われていないことから、善助は「かち」の死によって、かろうじて家督相続者として地位の確立に成功したといえる。だがこの時点では未だその立場は脆弱なものであり、それゆえ善助に次に求められるのは、それを継承する確固たる相続人を準備することと、その相続人が一元的に長吏家督を相続する仕組みをつくり出すことであった。

五 養子嘉助の長吏家督の確立

だがその善助の家督を相続すべき男子については不明確な点が多い。「さき」が下女として善十郎の家内に入り、妙光が休息所へ移り住んだ際、善助も妻帯してこれに同居し、そこで俸をもうけている。明和八(一七七二)年に妙光が作成した跡式讓状には善十郎家督相続人善助と並んで、同孫金介(金助)という名前が見られる。しかし安永五(一七七六)年二月には悲田院長吏先役善助の名で四天王寺御役人衆中に対して長吏忠介(忠助)の心得違いについての誤り一札が差し出されており、天明三(一七八三)年八月には天王寺長吏弥三八が「少々乱心二相成快氣之儀難斗」^⑬なったため、「一家共内寄相談」

の上で、次の長吏が決まるまでの間、先長吏である善助が長吏役を勤めることを天王寺役人中、天王寺村庄屋・年寄中に届けている^⑭。このように明和八年から天明三年までの一二年間に金介(金助)・忠介(忠助)・弥三八という三つの長吏相続人の名前が確認できるのである。だが、九代金助(嘉助・京都悲田院からの養子)の作成と考えられる「四天王寺御山内様差上古筆之写」には「長吏嫡子金助」「早世二付」とのみ記されていることから、この三つの名前はいずれも嫡子金助(八代)を指すと考えたい。

つまり、ようやく家内における自らの地位を確立した善助であったが、嫡子金助(八代)の早世により、その継承者を失ったのである。そのため、善助が再び長吏役を勤めるが、善助自身老年のため病気を患い、天明五年四月には、回復するか、あるいは養子を貰うまでの間、長吏役を小頭勘助に、小頭役を天王寺久四郎に代勤させることを四天王寺役人衆中に届け出ている^⑮。

翌年七月、善助は京都悲田院井筒屋三蔵の仲介を得て、京都悲田院橋屋藤兵衛俸嘉助(九代金助)を家名相続人として娘「おゆか」の智養子に貰い受けることとした。嘉助はこの養子入りに先立って、京都悲田院年寄惣十郎家に養子に入っている^⑯。

だが善助は嘉助にすぐに長吏役を譲り渡すことはせず、同年一月には、天王寺村に対して嘉助を差し出すまでの間、ひきつづき長吏役を小頭勘助に代勤させることを再度届け出ている⁽²⁰⁾。

嘉助が改名した九代長吏金助の名前が史料上確認できるのは、それから二年後の天明八年十二月が最初である⁽²¹⁾。これ以降、長吏名は善助から金助に替わる。だが寛政五（一七九三）年正月に四ヶ所長吏の連名で作成された口上書には「長々病身ニ而引込罷在候処、此節快気仕候得共、年被寄御座候得者、是迄之通悴金助御召遣被成下、善介義者老年之義ニ御座候得ハ聊相応之御用等被為仰付置候」と記されており、善助はその後も金助の後見として長吏役には関わり続けていたと見られる。その後、寛政八年二月に七代善助と九代金助はそれぞれ善十郎と善助の親名前を襲名し、善十郎と改名した七代善助はここにおいてようやく隠居するのである⁽²²⁾。

善助と改名した九代金助は、さらに文化年間（一八〇四〜一八一七）に善十郎と改名し、文政元（一八一八）年一二月には「御山内様御用度毎」⁽²³⁾つまり四天王寺の御用を勤める際の帯刀を願ひ出ている。

長文のため要約すると、次のとおりである。

長吏林家では往古には帯刀を許されていたと伝承され

ており、その刀は現在も同家に伝世していながらも、その後、いつの頃からか定かではないが帯刀は行われていない。だが往古の通り帯刀することは先祖代々の存念であり、自身は養子の身であるものの、この先祖の存念をかなえることが先祖への孝行になると考えている。また京都悲田院では年寄役の帯刀は往古からの仕来りであり、手下の者であっても撰州島上郡高槻城下・撰州有馬郡三田城下・河州錦部郡三日市の番人小頭三人は地頭から帯刀を許されており、同家に関しても帯刀を許可してほしい、というものである。

この願書の中で九代善十郎は、四天王寺と養家の由緒、自らの出所である京都悲田院の由緒という異なる二つの由緒を利用して帯刀を願ひ出る論理をつくり出しているが、では七代善十郎から跡式を一元的に継承した彼が、この時点において四天王寺に対し帯刀を願ひ出る必要性はどこにあるのだろうか。

四ヶ所垣外の指導機関を形成する長吏・小頭階層内の濃密な姻戚関係が結ばれていたのは当然、天王寺長吏林家に限られるものではない。逆に血族・姻族による派閥化・グループ化を積極的に進める動きもみられた。たとえば鳶田長吏休右衛門は「道頓堀・天満江者自分弟・甥抔長吏・小頭相勤」させており、また九代善十郎の手下

小頭忠次も休右衛門の従兄弟⁵⁸であった。さらに鳶田長吏休右衛門と、長吏役を代動していた天王寺小頭勘助とは入魂の関係であり、文化一三年(一八一六)に勘助が不埒な行いによって仕置きを受けた際には、小頭勘助の跡式相続に関して親類中は、天王寺長吏である九代善十郎ではなく、この鳶田長吏休右衛門に度々相談している⁵⁹。

この頃、鳶田長吏休右衛門は、血縁・姻戚関係を基礎として結合したグループを束ねる存在となっており、四ヶ所において大きな影響力を有していたことが窺える。また小頭勘助の不埒一件をみていくと、彼には奢りがましい行動が多く、支配長吏である九代善十郎らに対し「不軌之義」を度々引き起こしており、さらには「兼々長吏に相成度存念」を持つまでにいたったとされている⁵⁷。小頭勘助が長吏役を志向するようになる背景には、鳶田長吏休右衛門を頂点とするグループの存在が背後にみえるが、逆に四ヶ所内の血縁や姻戚・養子縁組関係による繋がりが切り離された存在として長吏家督を確立した九代善十郎にとって、これはひとつの脅威であったはずである。

九代善十郎はこの一年半後の文政三年四月に長吏を退役⁵⁸し、倅善助(一〇代)に長吏役と家督を譲り渡している。文政六年以降、史料上長吏名には善吉という名前が

記されていることから、善助は後に善吉(二〇代)と改名したものと思われる。天王寺長吏の相続は善吉以後、善次郎(一一代)・善五郎(一二代)と続き、明治維新を迎えている。天王寺長吏林家では、四代藤介が二代太郎右衛門の名前を継承しているが、二代が同時に親名前の継承をする例は本稿で見てきたこの七代善助と九代金助の例だけである。前述のように、七代善助は病気のため小頭勘助に長吏役を代動させなければならぬ状態であったにもかかわらず、すぐには養子である金助(九代)に長吏役を相続させず、また長吏相続後も親長吏として後見しつづけた。これは長吏役の相続に林家の家督すべての相続にはつながらなかった七代善助の体験と密接にかかわる。善助にとって、養子である金助に自身がかかるように相続した六代善十郎の家督跡式のすべて、つまり七代善助の代には二元的に継承された長吏役と家督を一元的に継承させるために、誰がその正式な継承者であるのかを家内において承認させる装置をつくり出す必要があった。それが七代善助・九代金助の二代にわたる親名前の襲名であった。それゆえ、金助の倅善吉は当初善助の名を継いでいたのであり、これもまた善十郎を襲名した金助の後継者としての意味を持っている。また四天王寺に対して帯刀を願ったことの意味は、金助自身がこ

の帯刀願に記しているように「私儀者他国より養子二相成候者故」、つまり他所から入ってきた金助であるからこそ、天王寺長吏相続人としての筋目の正しさを補充し、自らが正統な天王寺長吏相続者であることを四ヶ所全体に示すことが必要であった。これは林家に入るに先立って、金助が京都悲田院年寄惣十郎の養子となっていることも同様の意味を持つ。帯刀願いはさらに養家と出所である京都悲田院の両方の由緒を組み合わせることでそれを達成しようとしたのであろう。

まとめに

本稿では、一八世紀半ばに起こった天王寺長吏林家の家督相続問題を素材としてきた。同家においては、すくなくとも五代善右衛門までは家内の年長者がその意思決定に大きな影響力を持ちえており、そのもとで親類中も相続人に関する意思決定の機能を果たしえていた。だが六代善十郎の代には下位階層からの入嫁が認められ、善十郎自身も実子を持たないまま亡くなったことよって初代兵治から続いた男系の筋目が途絶えた。後家となった手下娘「さき」の存在は長吏家格の相対的な低下を招くものと林家家中では認識され、親類中の長であった五

代長吏善右衛門の後家妙光は、「さき」の家内からの排除を強く望んだ。本来、家督相続において親類中は相続人に関する意思決定権を持ちうるものであり、なかでも先々代長吏善右衛門の後家である妙光が当初は強い発言力を発揮していたように、家内の年長者の権限はきわめて強いものであった。しかし近親内や四ヶ所垣外の指導者層を形成する「御仲」という階層内に限定された範囲での婚姻・養子縁組によって複雑に絡み合った親類関係は、相続順位や優位性を不透明なものとした。そしてこのような関係が相続人に関する親類中の意思形成を阻む要因となっていたのである。

このような状態を克服するために行われたのが、七代善助・九代金助の代に行われた長吏相続者による家督全権の継承、つまり長吏役と私的財産である家督跡式の一元的相続であり、家督相続人の地位を明確化するための親名前の襲名であった。

久留島浩氏は、一八世紀から一九世紀にかけて、社会的・経済的・政治的地位の低下に直面した様々な社会集団が、家格の維持・誇示のために由緒を発見し、語り始めるようになる^⑩と述べている。また「村がことさらに村の「由緒」を語り、歴史性を自覚するのは、その村が特権を奪われるなど、「危機」的状況にある場合」が多く、

さらに「村の由緒」と「家の由緒」は切り離せない存在であることを指摘している。⁽⁴⁰⁾

四ヶ所垣外では明和五(一七七八)年九月、明和八年四月、安永五(一七七六)年九月、寛政八(一七九三)年一〇月に盗賊方を通して大坂町奉行所に由緒書を提出している。これらの由緒書の提出にはそれぞれ本稿で述べたような家督相続にかかわる問題とは別の契機があったが、由緒書の提出が本稿で扱った家督相続にかかわる争論の展開とほぼ同じような時期である点は興味深い。塚田氏は、安永寛政期には天王寺垣外に対する四天王寺の支配が強まり、四天王寺や渡辺村との関係において、大坂の非人たちの由緒の展開や拡張がみられたと述べている。⁽⁴¹⁾九代善十郎が四天王寺の御用を勤める際の帯刀を、天王寺長吏林家と京都悲田院の由緒を掛け合わせる形で実現しようとしているように、天王寺長吏林家において長吏跡相続の問題は「由緒」を語るべき大坂非人社会内における「危機」として捉えられ、またこの問題は塚田氏が指摘するような外的要因と並立して存在していたといえる。本稿でみた一連の流れは、こうした「危機」に直面した天王寺長吏の家格をいかに維持し、継承していくか、この課題を克服していく過程であったと位置づけることができる⁽⁴²⁾と考える。

「はじめに」でも書いたが、本稿は長吏文書研究会のこれまでの活動の中間報告として作成したものである。研究会において報告させていただいた際には、数多くの助言をいただいております、また、研究会のメンバーである寺木伸明氏・藤原有和氏の最新の成果についても参考にさせていただいている。本稿は天王寺長吏林家の系図復元に関するこれまでの「長吏文書研究会」の活動の成果をまとめたものと考えていただければ幸いである。

また「長吏文書」については、二〇〇六年度中の史料集刊行に向け、研究会メンバー一同ピッチをあげて作業に取り組んでいる。史料集の刊行を心待ちにされている方々には、今しばらくお待ちいただけるようお願いする次第である。

注

- (39) 長吏文書六七二「跡式讓状之事」。
 (40) 長吏文書五八一「家督跡式相続譲り状之事」。
 (41) 長吏文書六九五「一札」。
 (42) 前掲、長吏文書三四八。
 (43) 前掲、長吏文書三五二。
 (44) 長吏文書六七四「添証文之事」。
 (45) 前掲『悲田院文書』三五頁。

- (46) 長吏文書七一四「乍恐口上」。
 (47) 長吏文書六七九「乍恐口上」。
 (48) 長吏文書二七六「一札」、同八六七「養子証文之事」、『悲田院文書』一四。
 (49) 前掲、長吏文書三四八。
 (50) 長吏文書七一六「乍恐口上」。
 (51) 前掲『悲田院文書』。
 (52) 長吏文書二九九「乍恐口上」。
 (53) 長吏文書二九七「乍恐口上」。この口上書には「御城代牧野備中守様・御奉行西松平岩見守様・同東山口丹波守様・西御月番葛山狻作様・杉浦兵左衛門様・東瀬田藤四郎様・牧野平左衛門様・惣代岡嶋柳威殿」と記された貼り紙があり、長吏役の相続、親名前への改名はこれらの人々に届けられたものと思われる。葛山狻作・杉浦兵左衛門・瀬田藤四郎・牧野平左衛門はそれぞれ盗賊方与力。
- (54) 長吏文書三四六「乍恐以書付奉願上候」。
 (55) 長吏文書五二三「小頭勘助御仕置一件(仮)」。
 (56) 前掲、長吏文書五二三。
 (57) 長吏文書七九「小頭勘助御仕置一件(仮)」。
 (58) 長吏文書八七五「乍恐書付ヲ以奉願上候」。
 (59) 久留島浩「村が「由緒」を語るとき―「村の由緒」に

ついでの研究ノート―(久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団―由緒と言説―山川出版社、一九九五)。

- (60) 前掲、久留島浩「村が「由緒」を語るとき―「村の由緒」についての研究ノート」。

- (61) 前掲『悲田院文書』。

- (62) 前掲、塚田「非人―近世大坂の非人とその由緒―」。

【正誤】

前掲「近世後期天王寺長吏林家における相続をめぐる(上)」(一六八号(二〇〇六年二月))において誤りがありました。次のとおり訂正いたします。

四五頁上段一五行目―一六行目

誤「はじめ道頓堀垣外小頭半次郎弟勘右衛門に嫁ぎ」

←

正「はじめ道頓堀垣外小頭半次郎弟勘右衛門に嫁ぎ」